

質問に対する回答

市有財産売却「建物等解体撤去条件付」一般競争入札にかかる質問について、以下のとおり回答します。

質問 No.	質問内容	回答
1	<p>④12月9日（回答分No.1）質問No.2回答に関連しますが、外構撤去図－1【隣地コンクリートブロック塀詳細図】に記されている「隣地側ブロック塀はブロック積のみ撤去し、基礎は現況のまま」と記されています。また「側溝清掃のこと」と記されていますが、現状では売却物件地内の雨水はこの側溝に流入はしてないように見受けられますが、売却後の買受人においてその後も側溝清掃の義務を負うのでしょうか。</p>	<p>各種平面図等につきましては、市が建物等の解体撤去を行うこととしていた当初の計画段階において作成したものを、本件の参考資料として添付したものです。</p> <p>今回の入札条件では、建物等の解体撤去を本件土地の買受人が行うこととしており、実施要項に記載のとおり、本件建物等の解体撤去対象は、本件建物等のうち地上に露出した部分の撤去で、隣地側ブロック塀の基礎が土地利用計画において支障となる場合は、買受人において撤去してください。また、「側溝清掃のこと」につきましては、解体作業後の清掃を想定したものです。なお、側溝の取り扱いは、土地利用計画によって異なりますので、買受人において適切な取り扱いを判断してください。</p>
2	<p>前記側溝構造物は本件不動産 584 番9地内に存していますが、買受人がこの側溝及び本件不動産内に存するブロック塀基礎部分を撤去することを隣接地所有者より禁ずるよう買受人へ申し送りするよう貴市に条件提示がありますか。これ等については隣接地 584 番 10、586 番 5 の所有者と貴市にて協議した取決めがありますか。</p>	<p>隣接地所有者からの条件提示はありません。また、このことについて、協議した取り決めはありません。</p>

3	<p>外構撤去図ー1【隣地コンクリートブロック塀詳細図】に記載されている隣接地584番10の所有者の設置物と思われるコンクリートブロック塀が地番584番9に越境し設置されているように見受けられますが、現地境界標、地積測量図より想定すると、584番10の内に設置されているのではないのでしょうか。A' - Aの平面のAの南側に隣地境界線と記載されていますが、側溝の構造南側が584番9と584番10の境界線ではないのでしょうか。</p>	<p>外構撤去図ー1【隣地コンクリートブロック塀詳細図】では、隣接地584番10が所有するコンクリートブロック塀が584番9に越境し設置されていますが、実際の現地は584番10が所有するコンクリートブロック塀は584番9に越境しておりません。</p> <p>物件調書添付資料⑥～⑩の参考図面は平成31年1月に作成されており、境界線についての情報が古いままとなっております。最新の境界線については、資料2③地積測量図等をご確認ください。</p>
---	---	---